

富岳館高等学校
いじめの防止等のための基本的な方針

令和8年8月 改訂

第1章 基本的な事項

1 いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅かし文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団から無視される。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- SNS上で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、当該生徒や周りの状況等を客観的に確認することが必要である。

2 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴わないいじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められる。いじめられた生徒は心身ともに傷ついている。その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた生徒や周りの生徒が、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。

いじめの未然防止には、いじめを生まない人間関係をつくり上げていくことが求められる。学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

第2章 組織の設置

1 設置の目的

校内におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置く。

2 名称及び構成員

当該組織の名称は、「いじめ対策委員会」とし、構成員は、校長、副校長、教頭、生徒課長、相談室担当、該当学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーとし、教頭を委員長とする。いじめ事案ごとに、関係職員を委員として加えることができる。また、必要に応じて外部専門家の参加について認める。

3 役割

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

第3章 いじめの未然防止

1 いじめの未然防止の対策

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実に基づき、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うなどである。以上のことを踏まえ、いじめの未然の防止ために以下の対策を実施する。

- 道徳教育等の推進
 - ・ 学校の教育活動全般をとおして、すべての生徒に対していじめは決して許されないこと理解を促す。（特に、入学時におけるオリエンテーションで強調する。）
 - ・ 朝読書を充実させ、情緒や感性など豊かな心を育む教育を推進する。
- 子どもの自主的活動の場の設定
 - ・ 「産業社会と人間」、「SDT（総合的な学習の時間）」の学習活動をとおして、個人として自立し、様々な生き方・価値観を認め合う能力を育成する。
 - ・ ホームルーム活動の中で「人間関係づくりプログラム」を活用し、よりよい人間関係を構築する能力を育む。
- 保護者・地域との連携
 - ・ 生徒会を中心にPTAなどの協力を仰ぎ、「朝のあいさつ運動」を活性化させ、あいさつを基盤とするコミュニケーション能力の育成を図る。
- 教職員の資質向上
 - ・ 校内研修会などをとおして、教職員のカウンセリング力の向上を図る。
 - ・ 授業参観週間、生徒による授業アンケートを積極的に活用して、授業改善を行い、主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりに取り組む。

○ 配慮が必要な生徒への対応

- ・特に配慮が必要と思われる生徒については、学年や教科及び部活動顧問等と連絡を密にし、日常的に生徒の特性を踏まえた適切な支援及び指導が行えるように努める。

○ 情報モラル教育の推進

- ・SNS等に誹謗中傷の書き込みを行うことは、犯罪行為であることを伝え、SNS等を含め、インターネットを利用する際のマナーについて指導する。併せて被害にあった場合の対処法を指導する。その際、保護者との連携に配慮する。

○ 学校評価による取組の改善

- ・学校いじめ防止基本方針をホームページで公表するとともに、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

○ いじめ防止のための主な取り組み【年間計画】

月	取り組み	未然防止	早期発見
4月	・学校いじめ防止基本方針の周知（全） ・1分間カウンセリング（1） ・面接週間①（全）	○ ○ ○	○ ○ ○
5月	・1分間カウンセリング（1） ・ハイパーQ心理テスト（1、2） ・校内体育祭（全）	○ ○ ○	○ ○
6月	・1分間カウンセリング（1） ・いじめに関するアンケートⅠ（全）	○ ○	○ ○
7月	・三者面談（全）	○	○
9月	・面接週間②（全）	○	○
10月	・芙蓉祭（全）	○	
11月	・校内球技大会（全） ・気になる生徒に対する面談（全） ・いじめに関するアンケートⅡ（全）	○ ○ ○	○ ○
12月	・修学旅行（2）	○	
2月	・校内マラソン大会（1、2）	○	
定期	・カウンセリング（希望者） ・定例会議（毎月）	○ ○	○ ○

2 対策の検証・評価

「いじめ対策委員会」は、上記（1 いじめの防止の対策）の取り組みが計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止の取り組みについてPDCAサイクルで検証を行う。

第4章 いじめの早期発見

1 早期発見のための措置

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付くにくい判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

いじめの認知は、認知件数が多いことが、学校や学級に問題があると考えのではなく、認知することこそが、対策への組織的なスタートラインだと捉え、出来るだけ初期の段階で対応することを鉄則とする。このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、以下の対応によりいじめの実態把握に取り組むこととする。（いじめ防止のための主な取り組み【年間計画】参照）

- 入学直後、1年生全員を対象にスクールカウンセラーによるカウンセリングを行い、相談室が生徒にとって利用しやすいものとする。
- 生徒を対象としたいじめに関するアンケートを年2回（6月、11月）実施する。
- 面接週間を年2回（4月、9月）設定し、その中でいじめの実態把握に取り組む。
- 複数の教職員が個別に認知したささいな兆候や懸念などの情報を共有化する。

2 対策の検証・評価

「いじめ対策委員会」は、上記（1 いじめの早期発見）の取り組みが計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止の取り組みについてPDCAサイクルで検証を行う。

3 相談体制の整備

相談室を中心に、相談室の存在を生徒及び保護者に周知し、必要とする場合に相談が受けられやすい環境整備に努める。また、いじめを受けた生徒やいじめについて報告した生徒の立場を守る配慮も必要である。

第5章 いじめに対する措置

1 早期の事実確認

いじめの相談を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは、教頭に報告し、生徒課を中心に聞き取り調査を行い、早期に事実確認を行う。「いじめ対策委員会」にて、いじめと認知した場合は、程度の軽重を問わず速やかに静岡県教育委員会に報告する。

2 組織的な対応

いじめを認知した場合は、「いじめ対策委員会」を中心に生徒課、相談室、当該学年、関係職員と連携し、組織的な取り組みとしていじめに対応する。

（1）生徒課の役割

- いじめの背景、内容、人間関係などについて、客観的な事実関係を速やかに調査する
- 加害生徒への生徒指導を中心的に行う。

（2）相談室

- スクールカウンセラーの協力を得て、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援を継続的に行う。
- 必要に応じて、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導・助言を行う。

3 被害生徒に対する支援

いじめを受けた生徒の不安の除去に努め、安全を確保するとともに、当該生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。必要に応じた方法でいじめた生徒を指導することで、安心して学習その他の活動に取り組める教育環境の確保を図る。

4 加害生徒への指導

加害生徒への指導・支援 いじめた生徒に対しては、その行為の責任を自覚させるため、毅然とした指導を行う。同時に、いじめの背景にある当該生徒自身の悩みやストレス、人間関係上の課題にも着目し、スクールカウンセラー等の専門家と連携しながら、再発防止に向けた継続的な寄り添いと支援を行う。懲戒については、学校教育法第11条の規定に基づき検討される場合があるが、これは対象生徒に対し、自らの行為の重さを正しく理解させ、社会の一員として他者を尊重する態度を育むための教育的措置として行うものである。

5 保護者対応

いじめを受けた生徒の保護者には、家庭訪問等により迅速に事実関係を伝え、当該生徒の安全確保の方法を説明して不安を除去するとともに、継続して適切に情報を提供する。また、指導方針と具体策を提示して学校と家庭が協力して当該生徒を見守る体制をつくる。

いじめた生徒の保護者には、事実関係を迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう指導方針と具体策を提示して協力を求める。また、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとるように配慮する。

6 関係機関等との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、警察に相談し、連携して対応する必要がある。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求めなければならない。こうした事態に際して、日頃から警察と協力体制を確立しておくことが大切である。
- (2) いじめ問題の事態収拾に向けて関係機関との連携が有効な手段となる場合がある。例えば、警察、児童相談所、弁護士などがあげられる。

7 再発防止にむけての経過観察

「いじめが解消している状態」とは、①いじめに関する行為が3か月を目安に止んでいること、②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと、この2点が満たされていることである。

また、「解消している状態」に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、再発防止に向けて経過観察等を注意深く行う必要がある。

第6章 重大事態への対処

1 重大事態のケース

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、重大事態とは、以下のような場合を示す。

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 生徒が自殺を企図した場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合 等
- (2) 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席しているとき、あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。
※年間30日に達していなくとも、連続欠席等で疑いがある場合は速やかに組織対応を行う。
- (3) 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

2 県教育委員会への報告

いじめに関する事案が重大事態であると判断したときには、静岡県教育委員会に事態発生について速やかに報告する。

3 重大事態への調査

重大事態への調査は、重大事態に至る要因となったとなつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることが重要である。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校として事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

（１）いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

（２）いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

4 被害生徒・保護者への情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。これらの情報の提供に当たっては、学校は他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

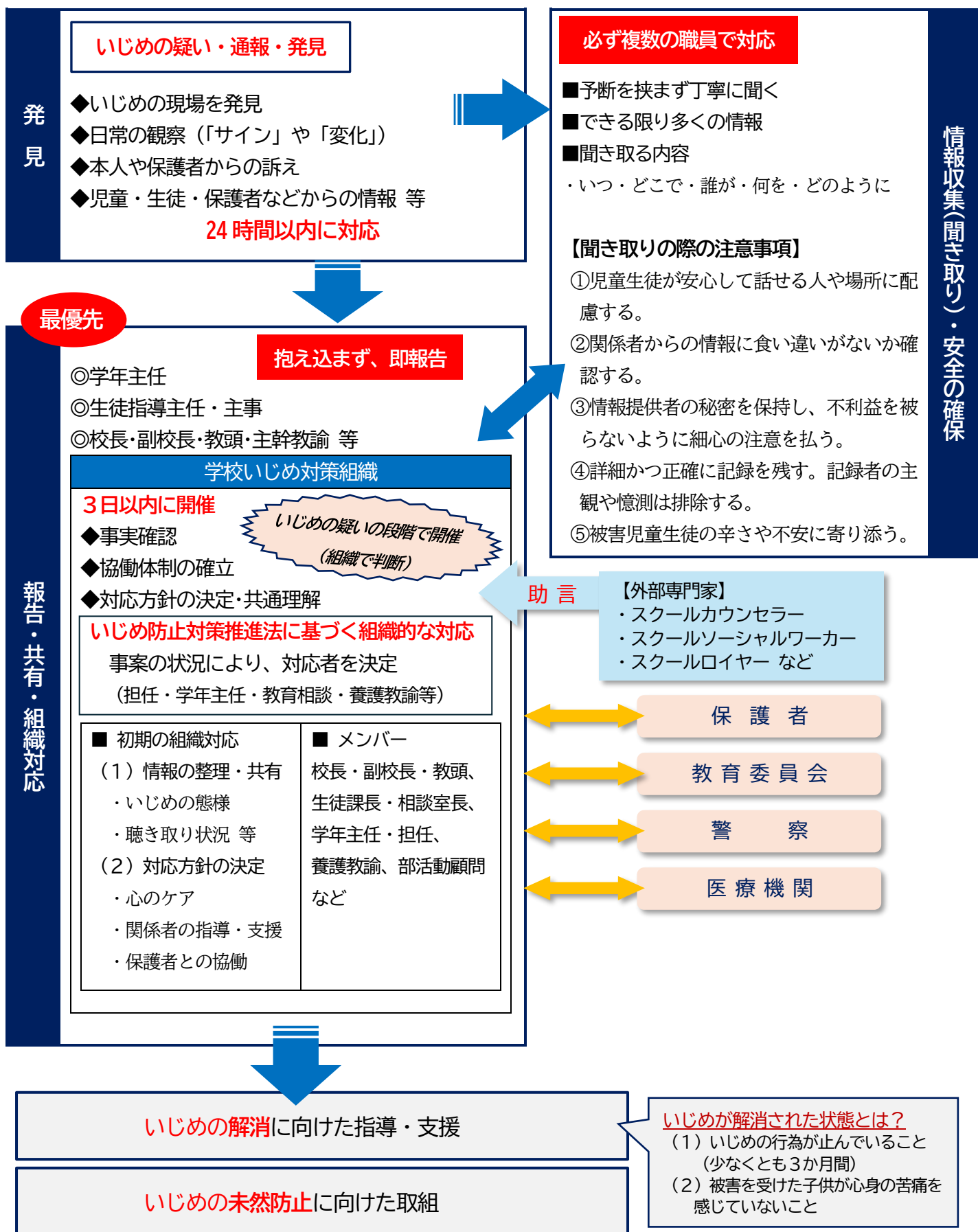
5 校内的な対応

いじめの内容については、教職員に概要等を説明し、学校としての問題への対応について周知徹底させる。また、必要に応じて生徒集会あるいは保護者を開き、いじめ問題についての学校としての対応等の説明を行わなければならない。いじめ問題の校内的な影響が危惧される場合は、「CRT（危機対応チーム）」への派遣要請を判断する。

6 報道機関への対応

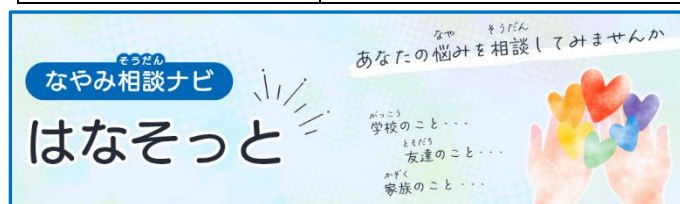
情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖（後追ひ）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考に必要がある。

いじめ対応フロー図【富岳館高校】



相 談 窓 口

相談窓口	相談内容	受付時間／連絡先
24 時間 子供 SOS ダイアル	子どもの SOS 全般 (子ども、保護者向け)	24 時間対応／0120-0-78310 (なやみいおう) ※匿名相談可
総合教育センター の面接相談	学校生活、家庭生活、子どもの 心や発達に関する教育相談 (子ども、保護者、教職員向け)	(予約受付) 平日 9:00～17:00／0537-24-9738 (相談日) 掛川会場：月～金、沼津会場：水・金
教育相談 ハロー電話「ともしび」	子どもの悩み相談、保護者の教育 相談(子ども、保護者向け)	平日(年末年始を除く) 10:00～17:00 東部：055-931-8686 (ハロ-ハロ-) 中部：054-289-8686 西部：0537-24-8686 ※匿名相談可
若者こころの 悩み相談窓口		24 時間対応／0800-200-2326
静岡県 LINE 相談		平日 14:00～22:00、土・日・祝日 14:00～21:00 ID：@shizuokasoudan ※匿名相談可
こどもの人権 110 番 (静岡地方法務局)	いじめ・DV・差別、誹謗中傷など 人権に関する相談	平日 8:30～17:15 (年末年始を除く) ※匿名相談可 0120-007-110 (ゼロゼロななのひゃくとおばん)
LINE じんけん相談 (静岡地方法務局)	上記相談と同じ	平日 8:30～17:15 (年末年始を除く) ※匿名相談可 ID：@linejinkensoudan
静岡県警察 少年サポートセンター (警察本部人身安全少年課)	少年の非行防止や被害少年支援に 関する相談	平日 8:30～17:15 ※県警ホームページを御参照ください。
子どもの権利に 関する相談 (静岡県弁護士会)	いじめ、体罰、学校での困り事や 児童虐待、非行などの相談	9:00～12:00、13:00～17:00 静岡：054-252-0008 浜松：053-455-3009 沼津：055-931-1848 ※初回相談無料
あざれあ相談 (静岡県男女共同参画課)	女性が抱える様々な悩み相談	月火木金 9:00～16:00、水 14:00～20:00 第 2 土曜日 13:00～18:00／054-272-7879 https://www.azarea-navi.jp/shisetsu/soudan/josei/ ※匿名相談可
	男性が抱える様々な悩み相談	第 1・3 土曜日 13:00～17:00／054-272-7880
ふじのくに LGBT 電話相談	性のあり方に関する悩みごとや 困り事	第 1 火曜日、第 3 土曜日 18:00～22:00／0120-279-585 ※匿名相談可、家族・友人等相談可
静岡県性暴力被害 者支援センターSORA	性暴力被害に関する相談	(電話相談) 24 時間 365 日 #8891／0120-8891-77 (チャット相談) 月～金 14:00～20:00 チャットはこちら→ ※匿名相談可、家族・友人等相談可
児童相談所虐待 対応ダイヤル	虐待の通告・相談	24 時間対応／189 (いちはやく)



なやみ相談ナビ「はなそっと」

年齢や悩みを選択すると、
適切な相談窓口を検索できます。



※静岡県教育委員会「別紙1 いじめ対応」(令和7年10月18日付)をもとに作成